

盛岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の概要

盛岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の概要

1 背景

- ・盛岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成26年6月に策定。
- ・今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が改定されたことから、市行動計画も改定を行うもの。

2 概要

目次	主な内容
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画の策定経緯 ・新型コロナウイルス感染症対応での経験（振り返り） ・市行動計画の改定目的
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	
第2章 市行動計画の策定と感染症危機対応	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策の目的 <p>⇒市民の生命及び健康を保護</p> <p>⇒感染拡大を可能な限り抑制することを基本とし、リスク評価等を踏まえ、必要に応じて感染拡大防止対策の切替えを円滑に行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な対応になることも想定し、準備期、初動期、対応期ごとに対策の考え方や方針を整理 ・政府行動計画及び県行動計画改定に伴い、市行動計画の必要な見直しを実施
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	<p>左記の第1章から第13章までの対策項目に係る準備期、初動期、対応期における取組を明記（各対策項目の概要は、後に掲載）。</p>
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
1 実施体制	
2 情報収集・分析	
3 サーベイランス	
4 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	
5 水際対策	
6 まん延防止	
7 ワクチン	
8 医療	
9 治療薬・治療法	
10 検査	
11 保健	
12 物資	
13 市民生活及び市民経済の安定の確保	

盛岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の概要

3 改定のポイント

記載項目	現計画	改定のポイント
策定／改定	平成26年策定	令和8年3月改正予定
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナウイルス、新型インフルエンザ、それら以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
フェーズ	【発生段階】 ①未発生期 ②海外発生期から県内未発生期 ③県内発生早期 ④県内感染期 ⑤小康期	【対策段階】 ①準備期 ②初動期 ③対応期（封じ込めを念頭に対応する時期→県内・市内で感染が拡大し対応する時期→ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期→特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期） ※訓練など準備期の取組を充実
対策項目	7項目 ①実施体制、 ②サーベイランス・情報収集、 ③情報提供・共有、 ④まん延防止、⑤予防接種、⑥医療、 ⑦市民生活及び地域経済の安定の確保	13項目に拡充 ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、 ④情報提供・共有、 リスクコミュニケーション 、⑤ 水際対策 、 ⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨ 治療薬・治療法 、⑩ 検査 、 ⑪ 保健 、⑫ 物資 、⑬市民生活及び市民経済の安定の確保 ※赤字が新規項目
横断的視点	—	複数の対策項目に共通する取組として、3つの視点を設定 ※人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進
更新	—	おおむね6年ごとの改定

盛岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の概要

3 改定のポイント

①幅広い感染症に対応する対策と状況の変化に応じた対策の切り替え

- 感染拡大を可能な限り抑制することを基本とし、リスク評価等を踏まえ、必要に応じて感染拡大防止対策の切替えを円滑に行う
- 新型インフル、新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定した対策

②対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
- 7項目だった対策項目を検査・保健などの項目を追加し、13項目に拡充
- 3つの横断的視点（人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進）を設定し、各対策項目の取組を整理

③平時の取組の充実

- 国、県、市及び医療機関等の関係機関において、平時から実効性のある訓練を定期的実施
- 高齢者施設等における感染対策に係る研修等の支援を平時から実施
- 新型コロナでは応援体制の構築に時間を要したことを踏まえ、平時から迅速かつ柔軟な応援体制を整備

盛岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の概要

4 対策項目の概要①※朱書きは新規項目

①実施体制

- ▶ 新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。
- ▶ 新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行に繋げていくことで、感染拡大を可能な限り抑制する。

④情報提供・共有、 リスクコミュニケーション

- ▶ 感染症危機においては、情報の錯綜、偽・誤情報の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民等が適切に判断・行動できるようにする。
- ▶ 平時から、感染症危機に対する理解を深め、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

②情報収集・分析

- ▶ 新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段を確保する。
- ▶ 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施する。

⑤水際対策

- ▶ 市内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等、対応を準備する時間を確保するため国と連携し、健康監視等を実施する。

⑥まん延防止

- ▶ 適切な医療の提供とあわせて、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収める。
- ▶ 病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、実施しているまん延防止対策を見直す。

③サーベイランス

- ▶ 新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。
- ▶ 新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断に繋げる。

⑦ワクチン

- ▶ 医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく。
- ▶ 接種に当たって、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

盛岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の概要

4 対策項目の概要②

⑧医療

- 感染症医療及びその他通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、市予防計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備する。
- 有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

⑨治療薬・治療法

- 新型インフルエンザ等の発生時に、国や県と連携し、治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供する。
- 平時から国が行う大学等の研究機関等の研究開発力向上のための施策に協力する。

⑩検査

- 平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進め、県と連携して、新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備する。

⑪保健

- 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を守る。
- 平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。

⑫物資

- 感染症対策物資等が、新型インフルエンザ等対策実施に十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や確保に向けた対策等を講ずる。

⑬市民生活及び市民経済の安定の確保

- 新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や市民等は平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

盛岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の概要

5 参考（各対応期における各分野の主な取組）

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を策定、改定 ・保健所の人材の確保や育成を推進 ・国や県等と連携し、平時からの情報共有及び訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外で発生の疑いがある場合、情報の収集等を迅速に行うため、保健所健康危機対策管理会議等を開催 ・国内外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、全庁的な連絡調整を行うため、健康危機対策本部を設置 ・政府対策本部の設置後、直ちに市対策本部等を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施 ・市内における新型インフルエンザ等対策を的確に実施するため、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、対策を実施
②情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報収集の体制を整備 ・情報収集・分析結果について、必要に応じて関係機関に共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症危機管理上の意思決定に資するため、情報収集・分析を行い、得られた情報や対策について関係機関と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・病原体の性状及び国内での発生状況等に関する包括的なリスク評価の実施 ・得られた情報や対策に関し関係機関と共有するほか、市民に共有
③サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症サーベイランスの実施体制の構築及びDXの推進 ・平時からの感染症サーベイランスの実施 ・国等が行う研修等を活用し、人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・国等が公表した感染症サーベイランスの分析結果を市民に共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行状況に応じた感染症サーベイランス実施 ・発生状況に応じた実施体制の見直し ・新型インフルエンザ等の発生状況等について市民に共有
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から国等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策等を情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター等を設置し、市民等との双方向のコミュニケーションを実施 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応として、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター等を継続して設置 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応を継続して実施 ・病原体の重症化リスクや感染性の高さ等を踏まえた情報提供を実施
⑤水際対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、検疫所、医療機関との連携体制に係る情報把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期の対応を継続

盛岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の概要

5 参考（各対応期における各分野の主な取組）

	準備期	初動期	対応期
⑥まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・換気、マスク着用等の咳エチケット等の基本的な感染対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・国等と連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者発生に備え、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県と連携し、地域の感染状況等に応じて、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を実施 ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化
⑦ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から予防接種（特定接種、住民接種）体制の構築を推進 ・予防接種やワクチンの有効性や安全性について市民等に情報提供し理解を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び関係機関と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、予防接種に必要な体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期に構築した体制に基づき接種を実施し、必要に応じ接種体制を拡充 ・接種記録の適切な管理 ・ワクチンの安全性等に係る情報の収集、接種に関する情報の周知・共有
⑧医療	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備 ・感染症への対応力向上のため、平時から有事に備えた研修又は訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知 ・相談センターを整備し感染者等へ対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者発生時には、県と連携し、迅速に入院調整し、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送 ・流行時期に応じ、柔軟かつ機動的に対応
⑨治療薬・治療法	<ul style="list-style-type: none"> ・国等と連携し、大学等の研究機関を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者等に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期の対応を継続
⑩検査	<ul style="list-style-type: none"> ・県環境保健研究センター及び検査措置協定締結機関における検査実施能力の確保状況の情報を把握 ・検査実施能力の確保状況等の情報を訓練等で定期的に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・市予防計画に基づき、県と連携して、検査実施能力の確保状況を確認し、有事の検査体制を立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査体制を拡充

盛岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の概要

5 参考（各対応期における各分野の主な取組）

	準備期	初動期	対応期
⑪保健	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所における感染症有事体制を構成する人員を確保 ・保健所業務に関する業務継続計画を策定 ・平時から情報共有し、有事の際の連携を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・有事体制への移行準備 ・市民への情報発信・共有を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等、速やかに有事体制に移行 ・消防機関との移送協定等を活用し、適切な入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送を実施 ・地域の実情等も踏まえて体制や対応を見直し
⑫物資	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な感染症対策物資等の備蓄、備蓄状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備期の対応を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備期の対応を継続
⑬市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品等を備蓄 ・県と連携し、要配慮者の把握とともに要配慮者等への生活支援、搬送、死亡時の対応等の具体的手続について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等確保の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止に関する措置により生じた市民生活及び市民経済への影響に対し、必要な措置を効果的に実施